

事業者の皆様へ

道志村水源の郷地域活性化商品券 取扱店募集中

村では、新型コロナウイルス感染拡大のための活動自粛に伴う地域経済への影響を鑑み、地域における消費を喚起し、地元事業者を応援することにより、地域経済の一層の振興を図るため、村民一人当たり 10,000 円分の商品券を交付します。

この商品券が利用可能となる取扱店舗を募集します。

1 取扱店として申請できる事業者

- ・村内に事業所、店舗等を有する事業者（法人・個人事業主）

※ 商品券取扱店となるには、事前の登録が必要です。

2 登録期間

令和2年8月11日（火）～令和3年1月15日（金）

※ 令和2年8月25日（火）までに申請し登録された事業者は、周知チラシの取扱店一覧に掲載します。

3 申込先

役場ふるさと振興課へ取扱店登録申請書をご持参ください。

4 商品券の種類

- ・全店舗共通商品券
商品券取扱店に登録している全店舗で使用できます。
- ・飲食店専用商品券
商品券取扱店に登録している飲食店等で使用できます。



5 商品券の使用期間

令和2年9月1日（予定）～令和3年2月28日まで

6 申込・お問い合わせ先

〒402-0200

山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1

道志村役場 ふるさと振興課

電話：0554-52-2115



商品券取扱店に登録を希望される皆様へ

道志村水源の郷地域活性化商品券登録事業者募集要項

事業者は登録が必要です

1 登録事業者の資格

- ・ 道志村内に事業所、店舗等を有する事業者
- ※ 道志村水源の郷地域活性化商品券交付事業実施要綱及び本募集要項を遵守してください。
- ※ 性風俗関連特殊営業、特定の宗教・政治団体に関わる事業者、暴力団・暴力団員と関係を有している事業者など公序良俗に反する営業を行っている事業者は対象となりません。

2 申請期間

令和2年8月11日～令和3年1月15日

- ※ 令和2年8月25日(火)までに申請し登録された事業者は、周知チラシの登録事業者一覧に掲載します。

3 登録申請書の取得方法

道志村役場ふるさと振興課または、村ホームページより取得

商品券の注意事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供の取引において使用が可能となります。これらの取引以外において、商品券を売買又は流通させることは禁じられています。
- (2) 商品券は、登録事業者において使用期間内に限り利用できます。
- (3) 商品券は、現金との引換はいたしません。また、額面の金額を下回る場合、つり銭を支払うことはできませんのでご注意ください。
- (4) 商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、本村はその責任を負いません。

商品券の換金方法等について

1 換金期間

商品券交付開始日～令和3年3月10日(水)まで

2 換金方法

村に対し、請求書と受け取った商品券を添えて申し出ていただきます。村では、申し出のあった商品券相当額を指定された口座に振り込みます。

3 遵守事項等

- (1) 取引において商品券の受け取りを拒まないようにしてください。
- (2) 商品券は、換金性の高いもの(商品券やプリペイドカード等)、車検、たばこ、税金、各種使用料には使用できません。これらの取引は行わないでください。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
- (4) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行ってください。
- (5) 使用済み商品券を換金せず、他の登録事業者で使用しないでください。
- (6) 登録事業者であることが分かるように、店頭などにポスターを掲示してください。
- (7) 商品券の不正使用(偽造等)が疑われる場合には、速やかに役場ふるさと振興課へ連絡してください。
- (8) 使用期間終了後の商品券は受け取らないでください。